

群馬県外来対応医療機関設備整備事業費補助金交付要綱
(旧：群馬県診療・検査外来設備整備事業費補助金交付要綱)

(通則)

第1 群馬県外来対応医療機関設備整備事業費補助金については、外来対応医療機関における院内の感染防止対策（以下「設備整備事業」という。）に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この補助金は、発熱等の症状のある患者を診療する外来対応医療機関の設備整備事業を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び地域医療提供体制を確保することを目的とする。

(定義)

第3 この要綱において、「外来対応医療機関」とは厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け）及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け）に基づき知事が指定した発熱患者等の診療を行う医療機関をいう。

(交付の対象)

- 第4 この補助金は、外来対応医療機関の設備整備事業を対象とし、令和5年10月1日から知事が別に定める日までに、別表の第3欄の補助対象期間において実施されたものを交付の対象とする。
- 2 外来対応医療機関の設備整備事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、自法人の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 3 この補助金は、別表の第1欄の(1)から(4)までについて、令和2年4月1日から令和5年9月30日までに交付を受けた補助事業者は、補助の対象外とする。

(交付額の算定)

第5 この補助金の交付額は、次のとおり算出された額とする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)、事業実施計画書、所要額調書及び所要額明細書を別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」における個人防護具の補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する補助金交付申請書(様式第1号)の提出に代えて、補助金交付申請書(兼)実績報告書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第7 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、様式第4号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した

価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間の経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(変更申請手続)

第 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、様式第 2 号に關係書類を添えて別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第 9 知事は、第 6 及び第 8 の交付の申請に基づき、当該申請に係る書類の審査等により、この補助金を交付すべきもの又は変更して交付すべきものと認めるときは、交付の決定又は変更の交付の決定をするものとする。

(交付対象事業の着手)

第 10 交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。

2 補助事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、様式第 6 号をあらかじめ提出するものとする。

(概算払)

第 11 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第 7 号により請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 事業に係る事業実績報告は、事業の完了した日から起算して 1 月を経過した日（第 7（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から 1 月を経過した日）又は翌年度の 4 月 9 日のいずれか早い日までに様式第 3 号に關係書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、第 6 第 2 項の規定により、様式第 8 号を提出した者は、改めて実績報告書（様式第 3 号）の提出は要しないものとする。

(補助金の額の確定及び精算)

第 13 知事は、第 12 の規定の報告を受けたときは、關係書類の審査、現地調査等により、当該報告に係る補助事業の実施結果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を交付するものとする。

2 確定額を超えて補助金の交付を受けているときは、当該補助事業者は、確定額を超える部分に相当する額を、知事の定める期限内に返還しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14 知事は、規則第13条第1項及び第2項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第7条に抵触するとき。
- (3) その他、規則に違反したとき。

(補助金の返還)

第15 補助事業者は、補助金の交付の決定が取り消されたときは、当該取消しに係る補助金を知事の定める期間内に返還しなければならない。

(雑則)

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行し、補助事業者により、以下の日から適用する。

補助事業者	適用日
令和2年5月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、『帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関』について」に基づき設置された帰国者・接触者と同様の機能を有する医療機関として県が認めた医療機関	令和2年4月1日
上記以外の医療機関	令和2年9月25日

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月9日から施行し、令和5年10月1日から適用する。令和5年9月30日以前に行われた事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年1月29日から施行し、令和6年1月17日から適用する。

別 表

1 基 準 額	2 対 象 経 費	3 補助対象期間
<p>次により算定された額の合計額</p> <p>(1) HEPAフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000円</p> <p>(2) HEPAフィルター付きパーテーション 1台当たり 205,000円× 知事が必要と認めた台数</p> <p>(3) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円× 知事が必要と認めた台数</p> <p>(4) 簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額</p>	<p>外来対応医療機関における院内の感染防止対策に必要な設備購入費等、使用料及び賃借料、備品購入費(付帯工事費含む)</p> <p><u>※ただし、令和2年4月1日から令和5年9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関における費用は対象外とする。</u></p> <p>※簡易診療室とはテントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p> <p>※付帯する備品とは簡易診療室の整備に伴って一体的に整備するもの。医療機器や既存の診療室のための備品は対象外とする。</p>	<p><u>知事が必要と認めた期間</u></p>
<p>(5) 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド) 1人当たり 3,600円</p>	<p><u>需用費(個人防護具購入のための消耗品費)</u></p>	<p><u>「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」</u></p>